

時間外選定療養費について

当院は二次救急医療機関として、緊急性の高い患者さんを24時間体制で受け入れています。しかしながら夜間・休日に多くの患者さんが来院しており、救急対応に支障が生じております。緊急性の高い患者さんを最優先に対応するため、時間外の受診については、診療費とは別に時間外選定療養費の徴収をさせていただきます。

救急医療を維持していくため、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

■ 時間外選定療養費

- ・ 7,000円(税込)

■ 対象となる時間帯

- ・ 平日夜間（17時00分～翌8時30分）
- ・ 土曜日（12時00分以降）
- ・ 日曜、祝日（終日）
- ・ 年末年始

■ 次に該当する場合は徴収いたしません

- ・ 救急車で来院した患者
- ・ 他院から救急外来受診のための紹介状をお持ちの方
- ・ 当院で治療中の疾患において、症状増悪により受診された方
- ・ 当院で治療中の疾患において、注射・処置等のため救急外来を受診するよう指示された場合
- ・ 入院治療が必要となった方（入院予約を含む）



愛をテーマに、地域とともに

聖隷佐倉市民病院

外来医事課 2023.11.27

施